				IJ	削隹•行和	リ十.	
所管部課		教育部 教育総務課	台	芝	小俣 学		
件 名		東大和市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱の一部を改正する要綱につ					
		いて	区分		1審議事項	\circ	2報告事項
関係	条例 規則						
事項	部課 機関	教育総務課					
1.要 旨 押印を求める手続の見直しに伴い、一部改正するものである。							
(1) 改正する要綱 ・東大和市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱							
(2)主な改正点 様式に規定されている「⑩」、を削除する。							
(3) 施行日 教育長決裁日から施行する。							
(4) 影響及び効果 押印見直し後の手続と例規の整合がより図られるとともに、事務の効率化及び行政サービスのデジタル化を推進しやすい環境の整備を図ることができる。							
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)							
	•	課において審査済み。 5年12月22日開催の令和5年第1	2回東大	和市	教育委員会定	至例会	において承認
3. 留意事項 (問題点等) 特になし							
4. 主管部処理案(検討結果等)							
5.	審議結	果					

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。